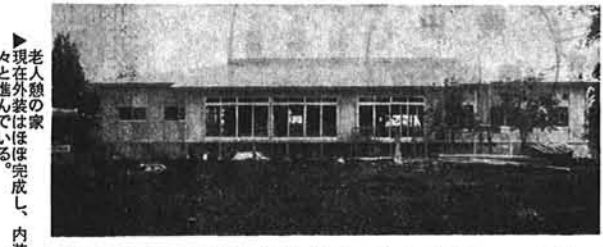




小国町の人口 (前月比)

男	5,081人 (-9)
女	5,346人 (-7)
計	10,427人 (-16)
世帯数	2,399 (-2)

昭和48年9月30日現在



老人憩の家  
現在外装はほぼ完成し、内装工事が着々と進んでいる。

造園工事も進行中

老人憩の家  
設置条例  
町議会九月定例会は、九月二十日から二十八日まで九日間の会期中開かれ、昭和四十七年度一般会計決算の承認、昭和四十八年度一般会計補正予算第二号、国民健康保険特別会計補正予算第一号、小国町立診療所特別会計補正予算第一号、小国町立老人憩の家設置条例、小国町火葬場条例の一部改正などについて審議が行われ、すべて原案通り可決しました。

進捗を促すことと目的として設置されたことを明記してあり、小国町に住んでいる六十才以上の老人はすべて無料で利用できることになっていいます。

また、規則では、使用するときは一週間前に、使用目的、使用者、使用時間等を明らかにして使用の申し込みをします。使用時間は四月から十月までは午前九時から午後五時までとし、十一月から三月までは午前十一時から午後五時までと定められた小国町火葬場条例の一部改正などについて審議が行われ、すべて原案通り可決しました。

町議会九月定例会は、九月二十日から二十八日まで九日間の会期中開かれ、昭和四十七年度一般会計決算の承認、昭和四十八年度一般会計補正予算第二号、国民健康保険特別会計補正予算第一号、小国町立診療所特別会計補正予算第一号、小国町立老人憩の家設置条例、小国町火葬場条例の一部改正などについて審議が行われ、すべて原案通り可決しました。

進捗を促すことと目的として設置されたことを明記してあり、小国町に住んでいる六十才以上の老人はすべて無料で利用できることになっていいます。

また、規則では、使用するときは一週間前に、使用目的、使用者、使用時間等を明らかにして使用の申し込みをします。使用時間は四月から十月までは午前九時から午後五時までとし、十一月から三月までは午前十一時から午後五時までと定められた小国町火葬場条例の一部改正などについて審議が行われ、すべて原案通り可決しました。

### 憩の家設置条例など議決

#### 九月定例町議会終わる

町議会九月定例会は、九月二十日から二十八日まで九日間の会期中開かれ、昭和四十七年度一般会計決算の承認、昭和四十八年度一般会計補正予算第二号、国民健康保険特別会計補正予算第一号、小国町立診療所特別会計補正予算第一号、小国町立老人憩の家設置条例、小国町火葬場条例の一部改正などについて審議が行われ、すべて原案通り可決しました。

進捗を促すことと目的として設置されたことを明記してあり、小国町に住んでいる六十才以上の老人はすべて無料で利用できることになっていいます。

また、規則では、使用するときは一週間前に、使用目的、使用者、使用時間等を明らかにして使用の申し込みをします。使用時間は四月から十月までは午前九時から午後五時までとし、十一月から三月までは午前十一時から午後五時までと定められた小国町火葬場条例の一部改正などについて審議が行われ、すべて原案通り可決しました。

今日の納税

町県民税	第2期
国保税	第7期
国民年金料	第4期
保育料	10月分

昭和48年度一般会計補正予算(第2号)科目別明細

歳入		歳出	
科目	増減額	科目	増減額
町税	224千円	総務費	706千円
使用料・手数料	1	民生費	1,992
国庫支出金	4,106	衛生費	291
県支出金	15,669	労働費	36
		農林水産業費	18,001
		商工費	8
		土木費	△2,857
		消防費	△125
		教育費	809
		災害復旧費	1,139
計	20,000	計	20,000

昭和48年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)科目別明細

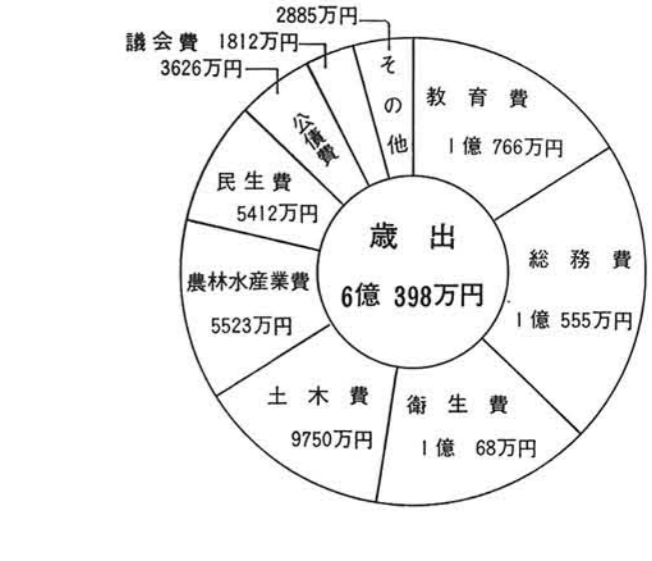
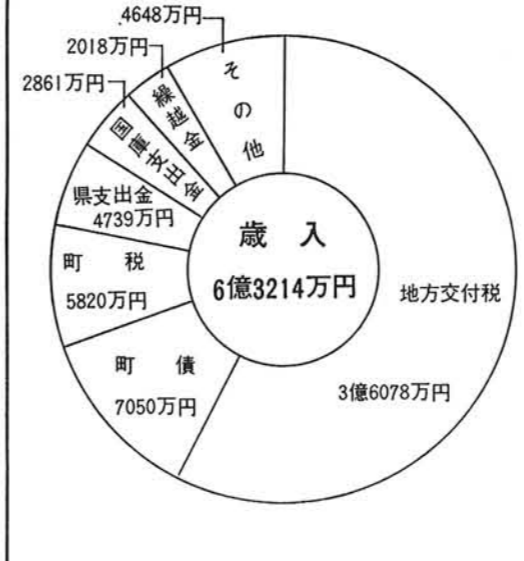
歳入		歳出	
科目	増減額	科目	増減額
国庫支出金	3,046千円	総務費	345千円
繰越金	9,254	保険給付費	10,440
		諸支出金	80
		予備費	1,435
計	12,300	計	12,300

昭和48年度小国町立診療所特別会計補正予算(第1号)科目別明細

歳入		歳出	
科目	増減額	科目	増減額
繰越金	2,469千円	総務費	45千円
諸収入	31	予備費	2,455
計	2,500	計	2,500

【一般会計】  
【歳入】  
【歳出】  
【国保特別会計】  
【診療所特別会計】  
【歳入】  
【歳出】

交通安全協会  
よりお知らせ



昭和47年度一般会計歳入歳出決算科目別構成

### 昭和47年度一般会計歳入歳出決算科目別明細書

(一般会計)

歳入決算額	632,138,134円
歳出決算額	603,981,012円
歳入歳出差引残高	28,157,122円

翌年度一般会計繰越金

歳入		歳出	
科目	決算額	科目	決算額
1.町税	58,202,774円	1.議会費	18,116,566円
2.地方譲与税	5,920,000	2.総務費	105,548,170
3.自動車取得税交付金	7,640,000	3.民生費	54,121,516
4.地方交付税	360,783,000	4.衛生費	100,682,625
5.分担金	7,137,863	5.労働費	4,767,532
6.使手用数料	8,477,195	6.農林水産業費	55,231,337
7.国庫支出金	28,608,473	7.商工費	5,048,713
8.県支出金	47,391,958	8.土木費	97,501,635
9.財産収入	3,036,920	9.消防費	8,962,622
10.繰入金	2,500,000	10.教育費	107,661,237
11.繰越金	20,178,666	11.災害復旧費	10,074,408
12.諸収入	11,661,285	12.公債費	36,264,651
13.町債	70,500,000		
14.交通安全対策特別交付金	100,000		
歳入合計	632,138,134	歳出合計	603,981,012

昭和四十八年九月小国町議会定例会において認定された、昭和四十七年度一般会計および各特別会計の歳入歳出決算の状況を公表します。

昭和四十七年度一般会計および各特別会計歳入歳出当初予算額は、一般会計四億八千六百三十万円、国民健康保険特別会計一億四千九百六十三万円、小国町立診療所特別会計二千九百六十三万円、法末へき地診療所特別会計二百四十万円、簡易水道特別会計三百十五万円、上小国診療所特別会計四回、法末へき地診療所特別会計一回、簡易水道特別会計二回の予算補正が行われ、最終予算額は、一般会計六億二千九百三十九万九千九百九十九円、国民健康保険特別会計一億五千二百五十三万円、上小国診療所特別会計三千四百三十五万円、法末へき地診療所特別会計二百四十万円、簡易水道特別会計三百三十九万九千九百九十九円でした。

昭和47年度中の主な事業費

成人健康センター建設事業	3,998万円
車輛センター建設補助事業	746万円
集落開発センター建設補助事業	250万円
養蚕振興施設補助事業	163万円
スノーローダー1台購入	計 839万円
マイクロバス1台購入	
ジープ1台購入	
柏崎農業高校小国分校 屋内体育館建設用地買収費他	514万円
駐車場建設(役場前)	計 747万円
道路新設改良事業 12路線	3,494万円
道路特殊改良事業 38路線	2,846万円

町債現在高の状況 (単位千円)

区分	47年度末元金現在高
一般補助事業債	1,186
一般単独事業債	33,813
義務教育施設事業債	132,906
辺地対策事業債	4,922
単独災害復旧事業債	3,740
火災復旧事業債	3,465
補助災害復旧事業債	8,917
厚生福祉施設整備事業債	10,768
町民税臨時減税補填債	2,898
過疎対策事業債	86,490
県貸付金	10,403
計	299,508

町の財産

土地	一四五、六七一平方メートル
建物(延面積)	三二、〇八五平方メートル
有価証券	四四万円
基金	二五六万円
出資金	四、四八六万円

きのこ鑑別の講習会終了

食中毒にご注意

去る九月二十八日、中央一にお招きし、毒きのこ鑑別の講習会を開催しました。



休猟区設定のお知らせ

自然保護と野鳥の乱捕獲などで、最近では、野鳥の生息地が荒らされていく。これら野鳥の保護のため、県では毎

好の日よりとなり、百名近い参加者が、午前中延命寺ヶ原付近を中心にきのこを採りたてた。

優良米共進会 成績中間発表

小国町近代農業研究協議会主催の優良米共進会は、小国町休猟区

ねんきん 加入期間満了のみなさんへ

お店の場合、青色申告をしたと書く方が約七六千円も安くなります。

医療費を考慮しよう

薬が病気を直す。この限られた薬が日本人の一般的な体質となつています。

「お客様公給領収証をお受け取りください」

料理店、バー、キャバレー、飲食店などを利用された方は、その料金が免税点(一定料金以下)に満たないために定められた免税点を超えた場合、料理飲食等消費税を納めなければならない。

Table with columns: 区, 分, 改正後, 改正前. Lists tax-exempt points for various food and drink establishments.

身体障害者のための 運転免許取得訓練 取り扱い変更

身体障害者が自動車運転免許を取得する方法が変更されました。

青色申告のおすすめ 所得税は、自分で所得や税額を計算して、申告し、納税する申告納税制度をたてまわっています。

青色申告をしていない人の場合とほぼ同じ課税方法を適用することができます。

ねんきん 加入期間満了のみなさんへ 国民年金の加入期間を満了された方、年金の支給が始まるのは、六五歳の誕生日の翌月(一日生まれの人はその月)からです。

昭和47年度各特別会計歳入歳出科目別明細

〔国民健康保険特別会計〕 歳入決算額 164,057,785円 歳出決算額 142,802,935円

Table with columns: 歳入, 歳出. Lists various income and expenditure items for the National Health Insurance Special Account.

〔上小国診療所特別会計〕

歳入決算額 36,304,161円 歳出決算額 33,833,241円

Table with columns: 歳入, 歳出. Lists various income and expenditure items for the Upper Kogane Clinic Special Account.

〔法末へき地出張診療所特別会計〕

歳入決算額 2,366,349円 歳出決算額 2,266,151円

Table with columns: 歳入, 歳出. Lists various income and expenditure items for the Heiki-ichi Outstation Clinic Special Account.

〔簡易水道特別会計〕

歳入決算額 3,369,963円 歳出決算額 3,369,963円

Table with columns: 歳入, 歳出. Lists various income and expenditure items for the Simple Water Supply Special Account.

恩給法の一部改正

恩給法の一部改正により、恩給の給付額の計算方法等について、次のような改正がありました。

戦傷病者戦没者遺族等 援護法の改正

戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により、内地等で病死者の遺族に支給する年金を、昭和四十八年度から昭和四十九年度に引き上げます。

提出期日 昭和四十八年十月二十日 提出先 役務住民課

Advertisement for the 'Shohei Koinu Sanjaku' festival, featuring a swimming competition and a fish product evaluation contest.